

4修理第950号

## 動物用医療機器修理業許可証

氏名又は  
名称 丸文通商株式会社

事業所の  
所在地 富山県富山市八日町247番地41

事業所の  
名称 丸文通商株式会社 富山支店

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の  
有効期間 令和4年10月12日から  
令和9年10月11日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和4年7月11日

農林水産大臣 金子 原 二 郎

農林水産省指令 4 陸消第 184 号

石川県金沢市松島一丁目 40 番地  
丸文通商株式会社  
代表取締役社長 宮本 治郎

令和 4 年 6 月 29 日付けで申請のあった動物用医療機器の修理業の許可の更新については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 2 第 4 項の規定に基づき、申請のとおり許可する。

令和 4 年 7 月 11 日

農林水産大臣 金子 原二郎